

## 第15回建築関係訴訟委員会及び第21回建築関係訴訟委員会分科会議事要旨

1 日 時 平成25年3月4日(月)午後3時00分

2 場 所 最高裁判所中会議室

3 出席者(敬称略)

(委員)

上谷宏二, 内田祥哉, 岡田恒男, 小野徹郎, 金子光邦, 仙田満, 畑郁夫, 平山善吉,  
松本光平, 安岡正人

(特別委員)

大森文彦, 山口昭一, 山本康弘(坂本功, 関沢勝一は欠席)

(オブザーバー)

真木康守, 川田昭朗, 植垣勝裕, 徳岡由美子

(事務局)

永野厚郎, 岡崎克彦, 福田千恵子, 平田晃史

4 議 事

(1) 開会の宣言

(2) 事務当局者及びオブザーバーの交替の報告

(3) 配布資料の説明

(4) 報告関係

事務局より, 次の点について報告がされた。

- ・ 建築関係訴訟事件の事件動向について
- ・ 鑑定人候補者推薦依頼件数
- ・ 専門委員に関する施策として, 広域活用, 機動的任命及び建築学会に対する専門委員の推薦依頼が開始されたことについて
- ・ 前回委員会で設立が報告された若い世代から意見を伺う会(若手の会(仮称))の開催経過について

(5) 司法支援建築会議支部発足への取組と各地の裁判所との連携について

司法支援建築会議の活動の一環として東海支部が設立され, 名古屋地方裁判所との連携が図られていることから, 司法支援建築会議の支部設立の動き及びその活動状況についての報告後, 支部設立の意義及び各地の裁判所との連携の在り方について意見交換を行った。

(司法支援建築会議支部設立の動き及び活動の状況)

- ・ 司法支援建築会議において, これからの10年の在り方について会員に意見を募ったところ, 地方在住の会員については活躍の場がないという意見が多かったこと, また裁判所としても地方の裁判所での建築専門家団体との連携にメリットがあるということから, 支部を立ち上げることになった。

- ・平成23年に運営委員会で運営規程の改正をし、平成24年4月に東海支部が最初の支部として立ち上がった。北海道支部についても、平成12年の司法支援建築会議設立以来、司法支援建築会議と札幌高地裁との連携があり、この度、平成24年12月に正式支部として承認されている。近畿地区については、学会の近畿支部が中心となってその地域の裁判所の支援を実施してきた。近畿地区においても来年度に司法支援建築会議の支部が設立される予定である。その他の地区については、現在、支部設立の予定はない。
- ・東海支部では、建築関係協議会、建築関係研究会、調停委員・鑑定人・専門委員の推薦を活動の3つの柱としている。建築関係協議会は年1回開催する大きな協議会であり、建築関係研究会は年2回ほど具体的な内容について協議を行うために設置されたものである。調停委員・鑑定人・専門委員の推薦については、支部発足以降、専門委員と鑑定人について各1名推薦した実績がある。
- ・支部運営上の問題点については、支部の司法支援建築会議の会員の数が限られていることが挙げられる。調停委員、鑑定人、専門委員の推薦依頼があった場合に、地方だけで適切に対応できず、結局本部に依頼せざるを得ないこともあるが、そのような場合でも、支部が存在すれば、地方の裁判所にとってはその地方の司法支援建築会議支部を通じて依頼でき、比較的近いところに対応できるなどのメリットがある。
- ・別の問題として会員の高齢化がある。今後、司法支援活動を継続させるためには、若手を入れて、運営していくということが必要である。

(主な意見)

現在、司法支援建築会議の会員は建築学会の会員でなければならないという形になっているが、これが、地方では、会員数との関係で活動の足かせになっているところがある。今後、どのように解決していくか考えなければならない。

裁判所の調停委員には建築学会所属の方だけでなく、建築士会や建築家協会に所属されている方も多くいる。

今後は、他の建築家の団体とも連携できれば効果があるのではないかと。

#### (6) 事案に即した専門家を選任するための方法

若手の会で、専門家が関与する事件での問題点として、当該専門家が有する専門分野と事件で求められる専門性が必ずしも一致していない場合が見受けられるという指摘があったことから、東京地裁及び大阪地裁の現状の報告後、事案に即した専門家を選任するための方法について意見交換がされた。

(東京地裁の状況)

東京地裁では、150名を超える建築士の協力を得る態勢が整っている。調停委員や専門委員については、専門分野に関するアンケートや調査票によって詳細分野の情報を入手し、専門性を把握している。さらに、調停委員、専門委員に実際にどの分野が得意かを聴き取りしているほか、裁判官同士で専門分野情報等について意見交換を

して選任の参考としているため、ミスマッチはほとんどない。なお、事件の進行過程で新たな争点が生じ、別の専門分野を必要とする場合は、委員を追加して選任している。

(大阪地裁の状況)

大阪地裁でも、建築士を調停委員に任命する際に、専門分野に関するアンケートをとっている。建築の構造の専門家調停委員にアドバイスを受け、アンケート項目を設定している。一般的なアンケート項目のほかに、構造計算、施工管理、工事監理の経験も尋ねているのが、大阪地裁のアンケートの特徴である。これらの情報が、委員の選別に大きな威力を発揮しており、大阪地裁でもミスマッチというのではない。事件が進行して特殊な分野が必要になった場合は、東京地裁同様、委員を追加して対応している。

(主な意見)

建築学会でも、会員の専門性の把握のために、アンケートを使用しているが、東京地裁や大阪地裁よりも項目が少ない。裁判所からの鑑定人等推薦依頼に的確に対応するためには、裁判所と同様の項目のアンケートを使用することが効果的である。

アンケート形式で専門分野を把握する場合、回答するスタンスによって回答内容に差が出ないように、担当できる可能性がある分野については全部付けて欲しいとお願いするのが良い。

司法支援建築会議の中には、支援部会というものがあり、裁判所の鑑定人等推薦依頼に対応している。同部会では、候補者として適任かどうかということを判断して、裁判所に回答する機能がある。

非常に特殊な専門性を必要とする事件に必要な専門性を支援する場合と、パターン化、類型化できるような、八、九十パーセントくらいを占めるものに対する支援とを分けて考えるべきである。前者のような事件では、建築学会は、推薦母体として大きな力を発揮する。

訴訟においては、必ず金銭請求の形をとるため、事件に関与する専門家には積算や査定が必要になる。一般的な事件では、査定ができ、設計もできる、施工もできる、監理もできるといったジェネラリストに需要がある。

積算ができる専門家については、現在、建築学会の中に見積方法の検討委員会を設置し、見積方法の教科書のようなものの作成を準備している。それを見れば、建築士であれば誰でも見積りはできるというものを目指し、取り組んでいるところである。

(7) 今後の予定

本委員会の今後の開催については、原則として2年に1回開催することとし、委員会に諮問すべき事項が臨時に生じた際には2年を待たずに開催することが確認された。

以上